

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 厚生労働省 医政局 医療経営支援課）

制 度 名		障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し	
税 目		法人税、所得税、相続税、贈与税、消費税	
要 望 の 内 容	<p>社会医療法人、特定医療法人及び持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行計画について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人（以下「認定医療法人」という。）の各認定要件の一つである「全収入額に占める社会保険診療収入等が 100 分の 80 を超えること」（※）について見直す。</p> <p>※社会医療法人については医療法施行規則第 30 条の 35 の 3、特定医療法人については租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に基づき基準、認定医療法人については医療法施行規則第 57 条の 2 において定めている。</p> <p>見直し内容：「社会保険診療収入等」に、社会保険診療、介護保険と並ぶ重要な社会保障施策である障害福祉サービスの収入を追加。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円 特定（▲17 億円） 認定（▲20 億円） （－ 百万円）</p>
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>平成 24 年に「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」として整備した後、平成 25 年には難病患者等を障害福祉サービスの対象に加え、その後、対象となる難病等も当初の 130 疾病から平成 27 年に 151 疾病、平成 29 年に 358 疾病と拡大され、平成 26 年の重度訪問介護の対象者拡大、平成 29 年の共生型サービスを設けるなど、障害福祉サービスの役割は拡大している。利用者の視点に立った切れ目のない医療、介護及び障害福祉サービスの提供において、期待される医療機関の役割に対応できるよう社会医療法人等の制度整備を行う。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>(1)を踏まえ、社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の事業範囲が拡大されるよう、その認定要件における制約を緩和するため、障害福祉サービスの収入を社会保険診療収入等を含める必要がある。</p>		
今 回 の 要	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	<p>（基本目標Ⅰ）安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>（施策大目標 1）地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>（施策目標 1）日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>（施策目標 2）効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>（基本目標Ⅱ）障害のある人も障害のない人も地域でともに生</p>

		<p>活し、活動する社会づくりを推進すること。</p> <p>(施策大目標) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること。</p> <p>(施策目標1) 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。</p>
	政策の達成目標	社会医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	社会医療法人制度、特定医療法人制度及び認定医療法人制度の終了時まで 認定医療法人制度の認定行為は、平成32年9月末までを期限とする。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	社会医療法人等により地域の医療・福祉が支えられている
有効性	要望の措置の適用見込み	H31年度 社会医療法人 303法人(推計) 特定医療法人 216法人(推計) 認定医療法人 300法人(推計)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該承認要件の緩和により、社会医療法人等が将来的に積極的な障害福祉サービスへの取組を進められる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会医療法人等は認定要件を満たさない場合、認定取消となることから、障害福祉サービスに対し、積極的に取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>特定医療法人 次項のとおり  認定医療法人 移行済み 55 件 (H26 年 10 月～H30 年 7 月)  (※ H30 年 7 月末までに当省へ報告のあった件数)  <b>H30 年度増減収見込み▲20 億円</b> ※  (※ 「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額」による)  (参考 法人税法による非課税 社会医療法人 291 法人 (平成 30 年 3.31))</p>									
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法第 67 条の 2、第 68 条の 100  特定医療法人適用件数 適用総額</p> <table border="1"> <tr> <td>(H26 年度)</td> <td>230 件</td> <td>44,531 百万円</td> </tr> <tr> <td>(H27 年度)</td> <td>233 件</td> <td>43,440 百万円</td> </tr> <tr> <td>(H28 年度)</td> <td>216 件</td> <td>39,155 百万円</td> </tr> </table>	(H26 年度)	230 件	44,531 百万円	(H27 年度)	233 件	43,440 百万円	(H28 年度)	216 件	39,155 百万円
	(H26 年度)	230 件	44,531 百万円								
	(H27 年度)	233 件	43,440 百万円								
	(H28 年度)	216 件	39,155 百万円								
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>社会医療法人制度、特定医療法人制度は、一定規模の病院の運営又は救急事業を行うこと、さらに公的な運営をすることなどを要件に認定する制度であり、全国的に公的病院が減少する傾向にある中、社会医療法人、特定医療法人が地域において担う役割は増大している。  認定医療法人制度は、医業を承継するに際して安定した形態である、持分なし医療法人へ移行することを推進する制度で、地域医療の安定性の確保に寄与しており、現行制度の開始に伴い、認定件数は増加している。(2.4 件/月→4.6 件/月)</p>										
前回要望時の達成目標	—										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—										
これまでの要望経緯	<p>H30 年度税制改正要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産、介護事業、予防接種を社会保険診療収入等に追加</li> <li>・ 社会医療法人の要件に全費用の 6 割超が本来事業費用であること追加</li> <li>・ 特定医療法人の要件に経理の適正性についての規定を追加</li> </ul>										